

薬生発 0530 第 1 号
令和元年 5 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 20 号)が別添のとおり告示され、令和元年 6 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事が製造販売の承認を行う医薬品のうち、ビタミン主薬製剤及び胃腸薬について、次のとおり改正したこと。

- (1) ビタミン主薬製剤の効能及び効果の表現を改める。
- (2) ビタミン主薬製剤の有効成分としてメコバラミン、ヘプロニカート、コウジン、トウキ及びボウイを加える。
- (3) 胃腸薬の有効成分クレオソートの名称及び分類を改める。
- (4) その他有効成分名等について、日本薬局方の改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン主薬製剤及び胃腸薬の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。



○厚生労働省告示第二十号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のよう改正し、令和元年六月一日から適用する。

	改	正	後	改	正	前
ビタミン主薬製剤				ビタミン主薬製剤		
(7) ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう)又は経口液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く)をいう。				ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう)又は内用液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く)をいう。		
有効成分の配合割合	2	1	(略)	有効成分の配合割合	2	1
(1) (2) (略)	(3) 別表第九のI、IX又はXのQ項、S項若しくはW項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。	(4) (5) (略)	(1) (2) (略)	(3) 別表第九のI、IX又はXのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。	(4) (5) (略)	(6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(3)において「ビタミンD主薬製剤」という)には、同表のIのB項、IVからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という)には、同表のI、II、VのG項、VIIのK	(7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という)には、同表のI、II、VのG項、IXのN					

- (8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのO項、XのR項からT項まで、V項若しくはW項又はXIのZ項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(9) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(6)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのN項、XのP項からS項まで、U項若しくはV項又はXIのY項若しくはZ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(10) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(7)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のI、II、XのP項からR項まで、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(11) 別表第九のVIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（3の(2)及び4の(8)において「ビタミンC主葉製剤」という。）には、同表のI、II、IV、VII、XのP項からR項まで、U項、V項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(12) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(9)において「ビタミンAD主葉製剤」という。）には、同表のIのB項、VからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(13) 別表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(10)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V

(8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのN項、XのP項からS項まで、U項若しくはV項又はXIのY項若しくはZ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(9) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(6)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のIからIIIまで、VII、XのO項からQ項まで、U項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(10) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(7)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のIからIIIまで、VII、XのO項からQ項まで、U項若しくはW項又はXIのX項若しくはY項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(11) 別表第九のVIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(8)において「ビタミンC主葉製剤」という。）には、同表のI、II、IV、VII、XのO項からQ項まで、T項、U項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(12) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(9)において「ビタミンAD主葉製剤」という。）には、同表のIのB項、VからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(13) 別表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(10)において「ビタミンB₂主葉製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V

XのP項からR項まで、U項、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはA項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(14) 別表第九のIII及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンEC主葉製剤」という)には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのO項、XのP項、Q項若しくはS項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(15) 別表第九のIV、VI及びVIIのJ項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(16) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩並びにVII及びVIIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(17) 別表第九のXIのZ項及びAB項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。

(18) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩並びにVII及びVIIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(19) 別表第九のIVのVII項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンB₁B₆B₁₂主葉製剤」という)には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(20) 別表第九のXのV項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

(21) 別表第九のVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンEC主葉製剤」という)には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのN項、XのO項、P項若しくはR項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(22) 別表第九のIV、VI及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンB₁B₆B₁₂主葉製剤」という)には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(23) 別表第九のXのU項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

(24) 別表第九のVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンEC主葉製剤」という)には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのN項、XのO項、P項若しくはR項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(25) 別表第九のIVのVII項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンB₁B₆B₁₂主葉製剤」という)には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(26) 別表第九のXのU項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

(27) 別表第九のVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンEC主葉製剤」という)には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのN項、XのO項、P項若しくはR項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(28) 別表第九のIVのVII項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の(1)において「ビタミンB₁B₆B₁₂主葉製剤」という)には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(5)

ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであり、ヘブロニカートを配合する場合における次のウについては、「妊娠・授乳期又は病中後体力低下時」を「又は病中後体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神經痛、筋肉痛、関節痛（肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労（慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み）の緩和

イ （略）

ウ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中後体力低下時のビタミンB₁の補給

ビタミンB₂主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ・ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ・ひび割れ）、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う頭のぼり、目の充血又は目のかゆみの緩和

イ （略）

（7）ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ・ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ・ひび割れ）、口内炎、舌の炎症、温疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(5)

ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 神經痛、筋肉痛、関節痛（腰痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労の緩和

イ （略）

ウ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中後体力低下時のビタミンB₁の補給

ビタミンB₂主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび、肌あれ、赤鼻、目の充血又は目のかゆみの緩和

イ （略）

（7）ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ・ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ・ひび割れ）、口内炎、舌の炎症、温疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う頭のぼり、目の充血又は目のかゆみの緩和

(8)

ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

イ 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

ウ 夜盲症（とり目、暗所での見えにくさ）

エ・オ （略）

（10）ビタミンB₂B₆主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ・ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ・ひび割れ）、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う頭のぼり、目の充血又は目のかゆみの緩和

イ （略）

（11）ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(8)

ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

イ 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

ウ 夜盲症（とり目）

エ・オ （略）

（11）ビタミンB₂B₆主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび、又は肌あれの緩和

イ （略）

（11）ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(8)

ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

イ 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

ウ 夜盲症（とり目）

エ・オ （略）

（11）ビタミンB₂B₆主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび、又は肌あれの緩和

イ （略）

（11）ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(8)

ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

イ 歯ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

ウ 夜盲症（とり目）

エ・オ （略）

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻血の場合
出血予防

エ (略)

(12) 別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ただし、次のアについては「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであり、ヘプロニカートを配合する場合における次のイについては、「妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時」を「又は病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み)の緩和

イ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時のビタミンB₁B₆B₁₂の補給

胃腸薬

胃腸疾患の症状に用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤又は経口液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、滷下薬、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く)をい

う。(略)
(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

2 1 有効成分の配合割合
(略)

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合
の出血予防

エ (略)

(12) ビタミンB₁B₆B₁₂主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 神經痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ又は眼精疲労の緩和

イ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時のビタミンB₁B₆B₁₂の補給

胃腸薬

胃腸疾患の症状に用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、舐剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、滷下薬、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く)をい

う。(略)
(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

2 1 有効成分の配合割合
(略)

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものは、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVIのR項又はVのU項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(略)

(12) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(略)

(12) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものは、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(略)

(12) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(略)

(12) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものは、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(略)

(12) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

(略)

(12) 别表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

(12) 别表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。

(略)

(12) 别表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ同表の一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(略)

				区分	別表第九及び別表第十五を次のように改める。		
					別表第十五のVのN項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれと同一の日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。		
					別表第十五のVのO項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれと同一の日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。		
III	II	I			有効成分名		
D項	C項	B項	A項				
ビタミンA油 レチノール酢酸エステル レチノールバルミチン酸エス	強肝油 コレカルシフェロール エルゴカルシフェロール	肝油	ビタミンA油 レチノール酢酸エステル レチノールバルミチン酸エス				
(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U.	四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U.	四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U. 四〇〇 I.U.	
五〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	五〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	五〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	五〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U.	二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U.	二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U. 二〇〇 I.U.	
一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇〇 mg	一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U.	一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U.	一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U. 一〇〇 I.U.	
一〇 mg 一〇 mg 一〇 mg	一〇 mg 一〇 mg 一〇 mg	一〇 mg 一〇 mg 一〇 mg	五〇 I.U. 五〇 I.U. 五〇 I.U.	五〇 I.U. 五〇 I.U. 五〇 I.U.	五〇 I.U. 五〇 I.U. 五〇 I.U.	五〇 I.U. 五〇 I.U. 五〇 I.U.	

4 (1) (略)	(新設)
4 (7) (略)	

IX	VIII	VII	VI	V			IV	E項
M項	L項	K項	J項	I項	H項	G項	F項	
二コチニン酸アミド	二コチニン酸アミド	アスコルビン酸カルシウム	メコバラミン	塩酸ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン酢酸塩	ビリドキシン塩酸塩 ビリドキサールリン酸エステル リボフラビン	チドナトリウム リボフラビン ナトリウム	オクトチアミン ビスベンチアミン フルスルチアミン ベンフォチアミン	チアミンジセチル硫酸エステ チアミンジスルファイト チアミン硝化物
		(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)
		(50 mg) (50 mg) (50 mg)	(60 µg) (60 µg) (60 µg)	(60 µg) (60 µg) (60 µg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(30 mg) (20 mg) (20 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)	(100 mg) (100 mg) (100 mg)
六〇 mg 六〇 mg	五〇〇 mg 五〇〇 mg 五〇〇 mg	六〇 µg 六〇 µg 六〇 µg	六〇 µg 六〇 µg 六〇 µg	五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg	一二 mg 一二 mg 一二 mg	一二 mg 一二 mg 一二 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg
一一 mg 一一 mg	五〇 mg 五〇 mg 五〇 mg	六〇 µg 六〇 µg 六〇 µg	一一 mg 一一 mg 一一 mg	五 mg 五 mg 五 mg	二 mg 二 mg 二 mg	二 mg 二 mg 二 mg	一一 mg 一一 mg 一一 mg	一一 mg 一一 mg 一一 mg

		XI		X											
項A B	項A A	Z 項	Y 項	X 項	W 項	V 項	U 項	T 項	S 項	R 項	Q 項	P 項	O 項	N 項	
コウジン	ヨクイニン	ニンジン	加工ダイサン (オキソアミジ)	ナトリウム	グルクロノラクトン グルクロノラクトン酸アミド	グリセロリン酸カルシウム グルコン酸カルシウム水和物 沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム水和物 無水リン酸水素カルシウム リン酸水素カルシウム水和物	ガムマオリザノール	オロチニ酸	L-システィン L-システイン塩酸塩水和物	ウルソデオキシコール酸 ヘプロニカート	イノシトールベキサニコチン 酸エステル	グリセラギン酸カリウム・マ	アスパラギン酸カリウム等量混合物	ビオチン	パンテノール バントテン酸カルシウム バントテン酸ナトリウム
合工 三キス gの場 合 三 g	粉末 一 〇 gの場 合 一 〇 g	粉末 一 五 gの場 合 一 五 g	二〇〇 mg	九〇〇 mg	一〇〇〇 mg mg	三〇〇〇 mg mg mg	一〇 mg	二〇〇 mg	一六〇 mg	六〇 mg	四〇〇 mg	四〇〇 mg	五〇〇 mg	三〇 mg mg	三〇 mg mg
g合工 一キス 〇 六 gの場 合 一 〇 g	粉末 一 三 gの場 合 一 三 g	粉末 一 〇 gの場 合 一 〇 g	二〇 mg	一八〇 mg	二〇〇 mg mg	三〇〇 mg mg mg	五 mg	六〇 mg	三〇 mg	一〇 mg	一〇〇 mg	二〇〇 mg	一〇 μg	五 mg mg	五 mg mg

別表第十五

区分 A項	有効分量 (g)	成 分 名		
		三・〇	三・〇	三・〇
ウゾクコツ				
乾燥水酸化アルミニウムゲル				
グリシン				
ケイ酸アルミニン酸マグネシウム				
ケイ酸マグネシウム				
合成ケイ酸アルミニウム				
合成ヒドロタルサイト				
酸化マグネシウム				
ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート				
水酸化アルミニナマグネシウム				

(注) 1 括弧内の量は、一回最大分量又は一回最小分量である。

項A D	項A C
ボウイ	トウキ
合工 キスの 三場 g	g 合工 キスの 四場 ○・
合工 キスの 三場 g	g 合工 キスの 四場 ○・

センブリ	セイヒ	セキシヨウコン	センタウリウム草	キンキョウウ	キコク	キジツ	ケイヒ	ケイヒ油 ゲンチアナ
				サンナ	コロンボ	ゴシユユ	コウボク	コウジン
				シソシ	コンズランゴ			
				ショクシヤ				
				ショウキヨウ				
				ショウキヨウ油 ショウズク				
				スイサイヨウ				
				スイズク油				

ソウジユツ	エキスの場合	二・〇
ダイオウ	粉末の場合	一・〇
ダイウイキヨウ	エキスの場合	二・〇
チクセツニンジン	粉末の場合	三・〇
チヨウジ	エキスの場合	一・〇
チヨウジ油	粉末の場合	六・〇
チンビ	エキスの場合	三・〇
トウヒ	粉末の場合	〇・五
トウヒ油	エキスの場合	二・〇
ニガキ	粉末の場合	五・〇
ニクズク	エキスの場合	三・〇
ニンジン	粉末の場合	五・〇
ハツカ (セイヨウハツカを含む)	エキスの場合	三・〇
ハツカ油	エキスの場合	五・〇
ヒハツ	粉末の場合	一・〇
ビヤクジユツ	エキスの場合	六・〇
ホップ	粉末の場合	三・〇
1-メントール	エキスの場合	三・〇
di-メントール	粉末の場合	五・〇
モツコウ	エキスの場合	二・〇
ヤクチ	粉末の場合	三・〇
リュウタン	エキスの場合	一・〇
リヨウキヨウ	粉末の場合	一・〇
レモン油	エキスの場合	一・〇

V			IV			III			II			I			H			G			F			E			D		
M項	L項	K項	J項			I項			H項			G項			F項			E項			D項								
次硫酸ビスマス	次硫酸ビスマス	次硫酸ビスマス	アクリノール水和物	グアヤコール	サリチル酸フェニル	炭酸グアヤコール	ゲンノシヨウコ	ケツメイシ	アセノヤク	ウバイ	アカヌガシワ	ウルソデオキシコール酸	オキシコーラン酸塩類	乾燥酵母	カルニチン塩化物	ベタネコール塩化物	塩酸ベタイン	グルタミン酸塩酸塩	トウガラシ	サンショウ	コショウ	ホミカエキス	粉末の場合	○・〇三	工キスの場合	五・〇			
次没食子酸ビスマス	次没食子酸ビスマス	次没食子酸ビスマス	ベルベリン塩化物水和物	タニニン酸ベルベリン	ベルベリン塩化物水和物	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	カルボニル酸ビスマス	粉末の場合	一・五	粉末の場合	三・〇									
タンニン酸	タンニン酸	タンニン酸	○・三	○・三	○・三	○・六	○・六	○・六	○・九	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・五	○・八	○・四五	○・一	○・一	○・一	粉末の場合	一・〇	粉末の場合	一・〇			

VIII				VII				S 項	
X 項	W 項	V 項	U 項	T 項		T 項		S 項	
ビタミン C 及びその誘導体並びにそれらの塩類	ジメチルポリシロキサン	L-ヒスチジン 塩酸塩水和物	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	アカメガシワ	エキスの場合 五・〇	粉末の場合 一・五	エキスの場合 五・〇	○・六	
ビタミン B ₁ 及びその誘導体並びにそれらの塩類	ジメチルテニ酸カルシウム	メチルメチオニンスルホニウムクロライド	アルジオキサ	ババベリン 塩酸塩	エキスの場合 〇・〇六	粉末の場合 一・五	粉末の場合 五・〇	〇・〇六	
ビタミン B ₆ 及びその誘導体並びにそれらの塩類	銅クロロフイリンカリウム	グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出物	エンゴサク	カシワ	エキスの場合 〇・三	粉末の場合 一・五	エキスの場合 五・〇	〇・〇一	
ビタミン C 及びその誘導体並びにそれらの塩類	ビタミン B ₁ 及びその誘導体並びにそれらの塩類	銅クロロフイリンナトリウム	銅クロロフイリンカリウム	カシワ	エキスの場合 二・〇	粉末の場合 一・五	エキスの場合 五・〇	〇・〇六	

3 2 1 水酸化アルミニウムゲルの一 日最大分量は、酸化アルミニウムに換算した量である。
エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。
グリチルリチン酸及びその塩類並びにカンゾウ抽出物の一 日最大分量は、グリチルリチ
ン酸に換算した量である。